

- 巻頭言……途切れない支援の提供のために取り組むべきこと 1~2
- 特集……○令和6年(2024年)度
「全国犯罪被害者等支援実務者会議」を開催して 3~5
○支援実務者会議に参加して 5~7
- お知らせ・編集後記 8

巻頭言

途切れない支援の提供のために 取り組むべきこと

元同志社大学教授 ● 川本 哲郎

2018年以降、被害者支援については、大きな改革の動きが生じてきた。ひとつは、40近くの都道府県が犯罪被害者支援に特化した条例(以下では特化条例という)を制定したことである。これによって、これまでの支援が見直され、数多くの新しい提案も見られるようになった。いまひとつは、政府が、自民党の提言を受けて、犯罪被害者等施策の一層の推進を図ったことである。その中で、「地方における途切れない支援体制の強化」という課題が取り上げられて、検討が重ねられた。そして、2024年4月に示された有識者検討会の取りまとめ(以下では、「取りまとめ」と略称する)においては、「地方における途切れない支援の提供体制の構築」が提言され、支援を一元的に提供するワンストップサービスの実現に向けた動きが始まった。

警察庁は、「取りまとめ」を受けて、2024年9月に「ワンストップサービス体制 構築・運用の手引き」(以下では「手引き」と略称する)を作成し、公表した。そして、兵庫県や鳥取県などで具体的な研修を行うことになった。また、同年の秋には、後掲の特集で取り上げられているように、全国を8つのブロックに分けて、全国犯罪被害者等支援実務者会議が開催された。

そこでの要旨は、①機関内と多機関のワンストップサービスを確立する、②全ての都道府県に設置されている総合的対応窓口コーディネーターを配置する、③多機関ワンストップサービスは、都道府県、警察、市区町村、犯罪被害者支援センターの4機関・団体を核として、事案に応じて医療・心理・法律・福祉などの専門職団体の協力を得て実施される、というものである。

この案が、途切れない支援を提供するための施策として、現状では最善のものと考えられるので、この方向で

整備が進むものと思われるが、現段階では、この構想自体に、地域による差異が生じている。

多機関ワンストップサービスの試みは、神奈川県から始まった。2009年に制定された特化条例に基づいて、県と県警察、被害者支援センターが一体となって運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が開設された。また、埼玉県においても、2018年に制定された特化条例に基づいて、上記の三者による「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」が設置された。この二つの施設の詳細は、2018年と2019年の全国犯罪被害者支援フォーラムのパネルディスカッションにおいて紹介されたが、そこでコーディネーターとパネリストを務めた筆者は、人口の多い両県では、相談件数も多いので、このような施設が設けられた意義は大きいと思ったが、相談件数の少ない地方公共団体では困難であると考えていた。

ところが、大阪府は、2019年に制定した特化条例に「被害者支援調整会議の設置」を規定した。これは、実質的なワンストップ体制を敷くものであり、必要に応じて、会議を開催し、「必要な支援を途切れることなく実施」とされている。その後、京都府や兵庫県などが、被害者支援調整会議を設置することとし、警察庁も「手引き」において、多機関ワンストップサービスの体制として、支援調整会議の設置を提唱しているところである。また、「取りまとめ」においては、ワンストップサービスの体制として、多機関と機関内のワンストップサービスの双方を確立する必要がある、とされた。前者は、複数の異なる機関・団体に構成されるものであり、後者は、

一つの機関・団体内における複数の部署の連携に関するものである。以下では、特に多機関ワンストップサービスの課題を取り上げたい。

当面の重要なものとしては、①市区町村の位置づけ、②専門職との連携、③コーディネーターの配置という3つが挙げられる。①について、支援調整会議の核が、都道府県と警察、被害者支援センターであることに関しては、共通の理解が得られていると思うが、問題は市区町村である。これを「手引き」では、核となるものとして扱い、「4機関・団体」と表示しているが、神奈川県では、核となるのは、上記のサポートステーションを構成する3機関・団体とされている。支援調整会議においても、核となるのは3つの機関・団体であり、事件ごとに関係市区町村が核として加わることになるのであるから、そこを明確にする必要があると思われる。したがって、市区町村の担当者には、事件が起きたときに核を構成する関係者になるのであるから、その意識と準備体制の構築を働きかけることが重要である。市区町村担当者の研修の充実が望まれるゆえんである。

次は専門職との連携である。支援調整会議においては、弁護士会、臨床心理士会、社会福祉士会の会員の協力を得ることが多いので、これらの組織とは定期的な連絡を取る必要がある。なお、犯罪被害者等基本計画の「地方公共団体における専門職の活用」で取り上げられているものとしては、これ以外に、精神保健福祉士があるから、その参加も重要な検討課題であろう。さらに、被害者支援の現場では、精神科医や看護師の協力も欠かせないものである。とくに、精神科医は、被害者のトラウマやPTSDの治療に当たるし、加害者の処遇に関わることも少なくない。加害者について、加害者と被害者の対話が重要な要素となる「修復的司法」というアプローチは、かなり前から刑事法の世界には浸透しており、検察庁や保護観察所では2000年代に取組が開始されている。また、2023年12月には、刑事施設における加害者への被害者の心情伝達が開始された。被害者から、加害者の本心を知りたいという要望が表明されることもあるので、これからは、更生保護や矯正の世界との連携協力も必要になるとと思われる。今後は、その具体的な方法を考案すべきであろう。

以上のような整理を行うと、連携の対象となる専門職の第一のグループとして、弁護士会、臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会があり、次に、検察官、保護観察官、刑務官などの法律や矯正保護の関係者が加わることになる。さらに、犯罪によって、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや、児童

相談所、教育委員会・学校、男女共同参画センター、女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、精神保健福祉センターなどが関わる。これらの関係者が一堂に会するものとしては、都道府県単位の被害者支援連絡会議が存在しているが、かなりの大規模な会議になるので、詳細にわたる議論を行うことは困難であるから、分科会の設置などの工夫が必要であろう。さらに、出席者として、警察であれば、警察署長が出席するのか、被害者支援室長や被害者支援室員なのかによって、会の性質が変わってくるから、その人選も大きな問題である。そして、市区町村単位となると、警察署単位で開催される連絡協議会もあるが、ここでも同様の人選の問題と分科会の設置などの課題があるし、また、警察署と市区町村の数が一致しているわけではないので、その場合は調整が必要になるとと思われる。

このように、多機関の連携については、数多くの課題が存在するが、これが解決に向かえば、関わる者の数が飛躍的に増加し、会議の質も向上することが期待できる。被害者支援の大きな課題は、周知度と支援の質の向上ということであるから、広報活動に加えて、関係者の増加と研修の改善に更なる努力と予算が傾注されるべきであろう。

最後のコーディネーターの配置は、特に難問である。第1に、どのようなキャリアの者を選ぶかという問題がある。臨床心理士・公認心理師や社会福祉士、精神保健福祉士などの資格の問題に加えて、被害者支援の経験や、所属、人数、勤務形態・待遇なども重要な要素である。鳥取県のように、県が「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、社会福祉に詳しいセンター長の下にコーディネーターと所員を配置し、県庁舎内に、県警察、被害者支援センターと共に一室に集約されているというのが、一つの理想的な形であると思われるが、人的・物的に、そのような体制を取れない都道府県が多いのではなかろうか。とはいえ、「コーディネーターの配置」が、克服を迫られている重要な課題であることに疑いはないのであるから、何らかの対案が講じられるべきであろう。

途切れない支援を効率的に提供する体制の構築は、まだ始まったばかりであり、各地方公共団体において試行錯誤しているという段階であるが、被害者支援の充実を図るために、どのような形態が最も効果的であるかという視点から、何よりも、社会全体で被害者を支えることが大切であるということを念頭において、関係者全体の叡智が結集されることを期待したい。

